

令和8年4月1日

税理士法人 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 「子ども・子育て支援金制度」と「防衛特別法人税」のスタート 2026年4月～

2026年4月より、次の2つの制度が新たにスタートします。

## 【1】子ども・子育て支援金制度

令和8年4月から子ども・子育て支援金が医療保険に上乗せされて徴収されます。対象者は、公的医療保険に加入している個人の方が徴収の対象となります。負担額については、加入している医療保険や所得水準によって異なりますが、政府の試算によると、一月あたりに上乗せされる金額は、

- ・健康保険（会社員など）：被保険者一人あたり約550円
- ・国民健康保険：一世帯あたり約300円
- ・後期高齢者医療保険：被保険者一人あたり約200円

となっております。（こども家庭庁ホームページより）

あくまでも試算の金額であり、市町村ごとに支援金に係る保険料率は異なります。

⇒実務的には、令和8年5月に支給する給与から天引きになります。

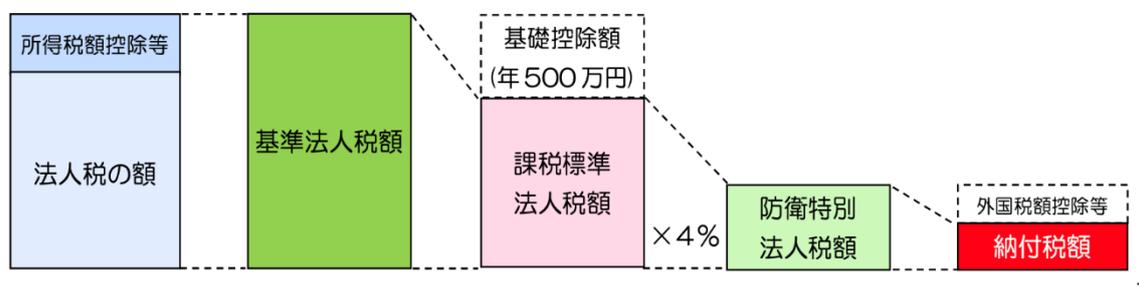
## 【2】防衛特別法人税の創設

令和8年4月以降に開始する事業年度から、法人税の課される法人に対して課税される「防衛特別法人税」が創設されました。

## ◎防衛特別法人税の概要

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、令和8年4月以降開始の事業年度から、計算した法人税の額（基準法人税額）から500万円を控除した金額（課税標準法人税額）に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税として申告・納付が必要となります。

&lt;イメージ&gt;



(国税庁のホームページより)

⇒実務的には、令和9年3月決算から適用になる税金です。

なお、基準法人税額が500万円以下の法人は、基礎控除額以内のため防衛特別法人税について課税はありません。所得金額が2,400万円を超えるあたりから、法人税額が500万円以上になり、防衛特別法人税の課税対象となりますので注意が必要です。